

第174回 石川県都市計画審議会

令和3年12月23日(木) 10時00分から

石川県庁舎 11階 第1109 会議室

◎事務局 : 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第174回石川県都市計画審議会を開催いたします。傍聴の方々は、受付でお渡しした傍聴注意事項を厳守いただき、審議会の秩序の維持に御協力お願いいたします。はじめに、事務局を代表いたしまして、城ヶ崎土木部長からご挨拶を申し上げます。

◎城ヶ崎部長 : 皆様おはようございます。石川県土木部長の城ヶ崎でございます。開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本県の都市計画行政に格段のご指導・ご支援を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日でございますが、白山都市計画及び小松都市計画における区域区分の変更、それから金沢都市計画における道路計画の変更について、ご審議いただく予定になってございます。近年のライフスタイルの変化に応じた住宅地の整備、企業への需要に対応できる利便性の高い工業用地の整備など、社会情勢の変化、それから地域の実情を踏まえた変更になっているかと思っております。

委員の皆様方には、どうか厳正なるご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。議事次第A4 1枚、第174回石川県都市計画審議会報告及び議案書というA4の冊子が1冊、議案書の別冊A4の冊子が1冊、そのほか右上に報告事項資料と書かれたA3の1枚、それから石川県都市計画審議会条例A4 1枚を配布してございます。資料の不足などございましたら、事務局の方までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは早速ですが、議事次第に沿って進めさせていただきます。議事次第の2の委員交代の報告についてでございます。議案書の1ページをご覧ください。

今年9月までの4年間の任期満了に伴いまして、今回、第1号委員の学識経験者につきまして、1名が改選されました。弁護士の中村明子様には、法律の専門家の委員としてご就任いただきました。

次に、2ページをお開きください。臨時委員につきましては、人事異動に伴いまして、中部経済産業局長の田中耕太郎様と、石川県警察本部長の中島寛様

にご就任いただきました。委員の変更についてのご報告は以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員24名中、19名の委員の皆様にご出席いただいております。

ここで、本審議会の会長についてでございますが、任期満了に伴いまして、石川県都市計画審議会条例第4条第1項により、学識経験者の中から会長を選出することとされておりますが、引き続き川上委員にお願いしたいと思っております。委員の皆様よろしいでしょうか。

異議も無いようですので、川上委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、よろしく申し上げます。

◆川上会長： それでは引き続き都市計画審議会の会長を務めさせていただきます。本日は、委員の皆様にはご多用中出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、審議に移りたいと存じます。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせていただきます。

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員24名中、19名のご出席をいただいておりますので半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は端委員と西条委員にお願いいたします。

それでは議事に入りしたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： はい。それでは、前回第173回審議会の結果についてご報告いたします。議案書の3ページの方をご覧ください。

前回承認する旨答申のありました、議第1609号白山都市計画道路の変更につきましては、令和3年9月10日に都市計画変更の県告示がなされたことをご報告いたします。

また、1610号金沢市湊一丁目における特殊建築物の位置については、令和3年9月1日に建築基準法第51条の規定による許可がなされたことをご報告いたします。

以上で、前回審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には4ページにありますように4件の議案が付議されております。早速ですが、議案の審議に入りしたいと思います。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。それでは、議第1611号白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、議第1612号白山都市計画区域区分の変更についての2件を上程しますが、こちらの2件については、相互に関連することから、事務局よりまとめて説明

をお願いします。

◎事務局 : はい。それでは、議第1611号白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、ご説明いたします。議案書は、5ページ、あと次ページの参考資料になります。また、別冊で計画書の方を配布しております。それでは、スクリーンの方をご覧ください。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、都市計画法第6条2項の規定に基づき、県が都市計画区域ごとに定める法定計画であり、いわゆる都市計画区域マスタープランといわれるものでございます。今回は、白山都市計画区域マスタープランの見直しになります。

区域マスタープランとは、都市の発展動向、人口、工業の現状、将来の見通しを勘案し、概ね20年後の都市づくりの方針を示すものであり、構成といたしまして、都市計画の目標、区域区分の決定の有無および方針、主要な都市計画の決定等の方針から構成されております。それでは次に、それぞれの内容についてご説明いたします。

白山市における都市計画の目標については、画面の左にお示ししますとおり6つとなっております、今回の白山都市計画区域マスタープランの見直しにおける主なポイントは、右側の4つとなっております。1つ目として、今後の人口減少に対応していくため、駅周辺等の中心拠点へ都市機能や居住を誘導することにより、持続可能な集約型のまちづくりを図ります。2つ目は、幹線道路等の整備や、渋滞対策等の推進、および市内外の交流・連携を図るため、公共交通サービスの充実により、都市・人・施設の連携による均衡のあるまちづくりを図ります。3つ目は、インターチェンジ周辺などの立地特性を活かした、利便性の高い工業用地の整備により、活力あふれる、躍動するまちづくりを推進します。4つ目は、ハード・ソフト対策が一体となった、災害に強くしなやかなまちづくりを推進するため、災害に強く、安心・安全なまちづくりを図ります。

次に、区域区分の決定方針についてご説明いたします。区域区分とは、市街化を進める市街化区域と、市街化を抑制して、農業、自然環境を保全する市街化調整区域に区分し、無秩序な市街地の拡大を防止するものであり、白山都市計画では、引き続き、区域区分により、計画的な市街地形成を図ることといたします。

次に、こちら白山市の人口動向についてご説明いたします。左側のグラフの青線になりますが、こちらは白山都市計画区域の人口の推移を示したものになります。都市計画区域全体の人口につきましては、2005年以降、概ね10万人で推移しております。一方で、右側のグラフになりますが、世帯人員と世帯数の推移をお示ししております。近年の核家族化の進展による世帯分離に伴いまして、一世帯あたりの人員がグラフの緑の線にお示ししますように減少しておりますが、世帯数はオレンジの棒グラフでお示ししますように、2010年以降の約10年間で5千世帯の増加となっております。

続きまして、工業についてです。白山市における工業の動向として、現在、市内に17の工業団地がありますが、すべて企業の進出が進みまして、分譲地がない状況となっております。また、平成27年以降、電子部品製造業や、生産機械製造業を中心に、14社の企業が進出するなど、工業用地の需要が高い状況にあります。

こうした工業や人口の動向を踏まえまして、将来の市街地の必要な規模についてご説明いたします。見直しに当たっては、国の国勢調査や工業統計調査のデータを基に、直近の調査実施年であります平成27年を基準年といたしまして、概ね10年後となります令和12年を、将来の市街地の必要規模を定める目標年としております。

工業の将来規模につきましては、基準年の工業出荷額6,456億円に対しまして、近年、増加しております工業出荷額の伸び率を踏まえ推計しまして、目標年における出荷額は7,629億円となり、新たな工業用地が必要となっております。今回、将来必要規模に対しまして、開発見通しのある、約58ヘクタールを市街化区域へ編入いたします。

次に人口についてですが、市街化区域内の人口は、基準年で86,857人に対しまして、企業の誘致・進出による従業員の増加や、白山市の出生率の目標値なども加味いたしまして、目標年では87,400人としております。

この将来の人口動向の増加に対応するため、新たな住宅用地が必要となりまして、今回開発見通しのある、約28ヘクタールを市街化区域へ編入いたします。その他としまして、白山総合車両所に隣接いたしますビジターセンターや、小学校等の公共施設の整備、拡張に必要となります約5ヘクタールにつきましても、市街化区域への編入を計画しておりまして、合計で約91ヘクタールを今回市街化区域へ編入する計画となっております。

次に、主要な都市計画の決定方針についてご説明いたします。まず、土地利用についての方針になります。商業・業務地につきましては、JR松任駅周辺をはじめ、JR美川駅周辺の本町通り、北陸鉄道鶴来駅周辺の鶴来本町通り等の、中心市街地への都市機能の集積・誘導を図ります。さらに、空き店舗の活用、店舗の誘致などにより、中心市街地のにぎわいの創出と生活利便性の確保、充実に図ります。

住居地につきましては、生活利便性の高い駅周辺や、幹線道路沿線に居住の誘導を図るとともに、空き家につきましても、空き家バンク等により有効活用を図ります。

工業地につきましては、既存工業団地周辺や、インターチェンジ周辺の幹線道路沿線など、交通利便性の高い地区におきまして工業地の配置を行い、拠点性の強化を図ることといたします。

次に都市施設の整備に関する方針につきましては、ものづくり企業の利便性や更なる集積を図るため、加賀海浜産業道路などの整備を推進いたします。

次に、市街地開発事業に関する方針につきましては、新たな土地区画整理事

業として、工業団地の拡張や、住宅地の整備を図るため、旭工業団地北部地区や柴木・部入道地区を位置づけ、計画的な市街地整備を図ります。

最後に、自然的環境整備の保全に関する方針につきましては、白山手取川ジオパークの活動拠点ともなる、白山ろくテーマパークの整備・充実を図ることといたします。

以上が白山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての説明になります。引き続き、関連します、白山都市計画区域区分の変更についてご説明いたします。

議第1612号白山都市計画区域区分の変更についての説明となります。議案書は6ページから8ページ、図面は9ページから14ページになります。それでは、スクリーンをご覧ください。

区域区分の変更につきましては、さきほどの議案でご説明いたしました、将来の人口動向、工業の見通しに基づきまして、必要となる市街地を確保するため、市街化調整区域を市街化区域へ編入するものでございます。昭和50年に、松任市において最初の区域区分の指定が行われ、平成24年には、市町村合併により、白山市として、区域区分の見直しが行われるなど、これまでに、計5回の定期見直しを行っております。今回、区域マスタープランの見直しとあわせまして必要なまちづくりを進めるため、第6回となる区域区分の見直しを行うものでございます。

次に編入地区の選定に当たっての視点についてご説明いたします。1.市街化区域の必要規模としまして、先ほどご説明しました将来必要となる規模の範囲内であるか、2.既成市街地を含んだ一体的な市街化区域が設定されているか、3.都市の発展動向及び交通施設等の配置状況として、道路や上下水道等インフラ整備が近くに整っているか、4.開発の見通しとして、具体の開発計画の見通しはあるか、地元の熟度は高いかなど、大きく4つの視点を踏まえて、編入地区の選定を行っております。

それでは、市街化区域に編入する地区についてご説明いたします。今回、市街化区域に編入する地区は、全部で17地区、90.9ヘクタールございまして、現在の市街化区域の面積2,634ヘクタールを2,725ヘクタールに変更いたします。スライドの右上の表にお示ししますが、今回の市街化区域への編入を行う17地区の一覧表になっておりまして、このうち、まず始めに、工業系の地区についてご説明いたします。

工業系の地区は、一覧表の1番から9番の9地区になります。地図上にあります赤文字で示しております、1番八田地区、2番石立地区、3番北島地区の3地区につきましては、既存に工業団地の拡張を行う地区になります。黒文字で示しております4番宮永地区、5番竹松地区、6番番匠地区、7番村井地区、8番下柏野地区、9番水澄地区につきましては、個別企業の用地の拡張を行う地区となっております。

それでは、主な工業系地区の1番から3番の地区につきまして、順にご説明

をさせていただきます。

こちら、八田地区でございます。位置は赤線で示す所でございます、規模は21.1ヘクタール、土地利用は工業団地の拡張となっております。本地区につきましては、既存工業団地であります、旭工業団地に隣接した地区であり、北陸自動車道白山インターチェンジや金沢外環状道路海側幹線に近接した地区でございます。本地区につきましては、白山市による土地区画整理事業により、工業団地の造成が行われる予定となっております、整備の実施が確実であることから、今回市街化区域に編入するものでございます。

次に石立地区になります。位置はこちら赤色で示す所でございます。規模は7ヘクタール、土地利用は工業団地の拡張になります。本地区は、既存工業団地である、鹿島工業団地に隣接した地区であり、北陸自動車道美川インターチェンジや主要地方道金沢美川小松線に近接した、交通利便性の高い地区でございます。開発の見通しにつきましては、組合による土地区画整理事業が行われることとなっております、整備の実施が確実であることから、今回市街化区域に編入するものでございます。

次に北島地区になります。場所は赤線でお示ししている所でございます、規模は11.2ヘクタール、土地利用は工業団地の拡張になります。こちら、既存工業団地の石川工業団地に隣接した地区でございます、国道8号にも近接し、また北陸自動車道の美川インターチェンジにも近い、交通利便性の良好な地区でございます。こちらの開発の見通しにつきましては、組合による土地区画整理事業が行われる予定となっております、整備の実施が確実であることから、市街化区域に編入するものとなっております。

その他、4番の宮永地区から9番の水澄地区の個別の地区につきましては、各企業の用地拡張に対応するものであり、隣接する市街化区域に拡張できる用地がないことから、今回必要な規模を、新たに市街化区域に編入するものとなっております。

次に、住居系とその他案件になります。住居系の地区につきましては、右上の一覧表の10番から12番の3地区になります。地図上の旗揚げのうち、緑色で着色されております、10番柴木・部入道地区、11番笠間地区、12番宮永市地区の3地区が、主に住宅地の整備を行う地区になります。旗揚げのオレンジ色の、13番宮保地区、14番五歩市地区、15番徳丸地区、16番倉光地区、17番行町地区につきましては、白山ビジターセンターや、こども園等の公共公益施設の拡張を行う地区となります。それでは、住居系の地区につきまして、スライドにて順にご説明いたします。

こちら柴木・部入道地区でございます。位置は赤線で示す所であり、規模は24.3ヘクタール、土地利用は宅地の整備になります。本地区は金沢市や野々市市の市境に位置しており、加賀産業開発道路や国道157号に囲まれ、北陸鉄道石川線にも近接するなど、交通利便性が高い地区となっております。

こちらは施設分布図になります。本地区は、先ほどの交通利便性に加えまし

て、既存住宅団地であります富光寺団地に隣接するとともに、赤色でお示ししております商業施設、また、紫色で示しております病院や小学校、保育園などが複数立地しており、生活利便性の高い地区となっております。開発の見通しとしましては、組合による土地区画整理事業が行われる予定となっております。整備の実施が確実であることから、市街化区域に編入をするものでございます。

次に笠間地区でございます。位置はこの赤線で示す所でございます。規模は2.2ヘクタール、土地利用は宅地の整備になります。当地区はJR加賀笠間駅に隣接し、地区内にはバス路線も通るなど、公共交通の利便性が高い地区となっております。また、既存の市街地とも隣接しており、生活利便性も高い地区であり、開発の見通しにつきましても、地権者の合意形成がなされており、開発行為による宅地整備の実施が確実であることから、今回、市街化区域に編入をいたします。

宮永市地区でございます。位置は赤線で示す所でございます。規模は1.4ヘクタール、土地利用は宅地の整備になります。当地区は、松任駅から概ね1キロ圏域にあり、周囲には商業施設、イオンモール白山やコストコなどの商業施設、あと医療施設等が立地するなど、生活利便性の高い地区でございます。こちらの開発の見通しにつきましては、地権者の合意形成がなされ、開発行為による宅地整備の実施が確実であることから、市街化区域に編入をするものでございます。

次に、個別地区として宮保地区の説明をさせていただきます。位置は赤線で示す所であり、規模は1.8ヘクタール、観光及び地域交流拠点となる、ビクターセンターの整備になります。当地区は、北陸新幹線の白山総合車両所に隣接した地区であり、鉄道技術に触れられる環境整備を行うものでございます。スライド左下が整備イメージになります。開発の見通しにつきましては、地権者の合意形成がなされており、白山市による開発行為による整備が確実となっていることから、今回市街化区域に編入するものでございます。

その他、スクリーンにお示しします14番から17番の個別地区につきましては、こども園や小学校等の整備、拡張を行うものでございまして、今回、必要な規模を市街化区域に編入するものでございます。

以上が、白山都市計画区域区分の変更内容でございます。なお、これまでに説明した2議案につきましては、審議会の調査検討組織であります専門委員会におきまして、審議していただくとともに、農林関係機関との調整も整っております。また、本年11月26日から12月10日までの2週間、都市計画法に基づく縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした、以上でございます。

- ◆川上会長： 本案件につきましては、当審議会に設置されているいしかわの都市計画検討専門委員会に、付託されておりますので、専門委員会での検討結果を、高山委員長より報告していただきます。

◆高山委員長： はい。いしかわの都市計画検討専門員会で委員長を努めております。高山でございませう。本専門委員会では、白山都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更について、これまで計3回の専門委員会を開催しました。昨年7月、今年1月と7月の合計3回でございませう。その専門委員会では各委員の皆様方から、都市、交通、防災、環境、農林などそれぞれの専門的観点から審議して頂きました。

その検討委員会で、様々な色々なご意見が出ましたので、主な意見をまとめて報告いたします。まず1つ目は新たな市街地、特に住宅地ですけど、新たな市街地の整備にあたっては、良好な市街地を形成するため、用途地域の指定に加えて地区計画などによるきめ細かな土地利用のコントロールを行うべきではないかというご意見。それから2つ目は、市街化編入にあたり、既成市街地や中心市街地の空洞化、また空き家の増加が懸念されるため、今後、それらに対する検討を講じることも必要ではないか。それから3つ目は世代が変わっても持続可能な住宅地となるよう、高齢者から子供まで様々な世代が住みやすい住宅地の整備、住環境の整備を行うこと。以上のような意見がありました。

これら意見に対しまして、事務局から、地区計画制度によるゆとりあるまちなみの形成とか、宅地整備に併せた交通ネットワークの拡充、またそれらの検討を行いながら、今後、まちづくりを進めていくとの方向性が示されたことから、当専門委員会としては妥当なものであると考えております。

以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。よろしくおねがいします。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明及び石川の都市計画検討専門委員会の報告について、何かご意見、ご質問はございませうでしょうか。

何かございませうでしょうか。はい、どうぞ。

◆福村委員： あのちょっとお伺いしますが、今もご意見にありましたが、白山市松任では、シャッター通りとか空き家とかそういうものが相当数あるのではないかと思います。大変難しいことですがそういう中で、それでも田んぼを潰して新しいまちをつくっていくこの辺の整合性というか、これを今後、これは白山ばかりではなく国の問題でもあるかと思うのですが、この辺どう考えておられますか。また、どのくらい空き家といいますか、シャッター通りというものが松任中心街の中にあるのか。

◆川上会長： 大變的確なご意見ご質問だと思いますが、事務局または白山市の方からお願いいたします。

◎白山市： 白山市都市計画課長の喜多です。よろしくおねがいします。今ほどの委員の方から白山市において空き家がどんなものなのかということと、それへの対策等

含めてどうなののかについてお答えいたします。

白山市の空き家の状況につきましては、大体平成27年度から調べておりまして、900軒ぐらいで推移しております。その対策としまして、空き家バンク登録して、次の方に利用していただけないかということとか、その他に、補助制度を用意しておりまして商店街の店舗の改装等の補助もありますし、入居された方の改修補助等もございます。また、中古住宅の助成とか、市外から来られる方の助成、そういった政策で今のところ現状維持の推移になっているということになります。それで今後の10年を見越した空き家の政策として、今のところ900軒の内、今後令和12年度までに330軒ほど空き家を埋めていこうと見込んでおり、極力まず空き家を埋めて、それでも必要なものは新たな土地というか、田んぼの開発になってくると考えております。以上です。

◆川上会長： よろしいでしょうか。

◆福村委員： 難しい問題ですけどね。新しい住宅地をつくと間違いなくまた空洞化が進んでいく。お年寄りが少なくて、若い皆さんが新しいまちづくりに出て行くわけですから、空き家、空洞化っていう悪循環ということになっていくのですが、新しいまちをつくれれば、つくっただけ下水のなど色々な、公共投資であったりすごく必要になるので、そういうことを考えますとやっぱりどこかで抜本的な改革をやらないと、日本全体で旧来のまちは空洞化して、田んぼは全部なくなっていくと、そういうことになり得ることがあるので、その辺をお互いに十分考えて、やるべきだというふうに意見として申し上げたいと思います。

◆川上会長： 大變的確なご意見だと思います。白山市に限らず同じような事が起こっている中で、白山市の場合はどちらかという金沢都市圏全体としては、人口がそれほど減少傾向していない中で、世帯分離もあってこういう形で、郊外の特に住宅系の整備をしようという形で、提案されているわけでありまして。全く独立的に開発するわけではなくて、既存の住宅地等に隣接して計画されている。他の色々な生活利便施設にも検討されている、計画されているということになります。ただ今ご意見あったように、どうしても既成市街地の空き家が多くなっているという現状は残りますし、またそれを加速させる恐れもありますので、また新しい住宅地はどこでも大体1世代30年ほど経つと、高齢化、空き家化が進行してしまうとそういう問題もありますので、そういう問題も含めて、既成市街地とこれから開発することについても、十分検討して、各年齢層の違う世帯が、居住するような方向性でいろんな施策を組み合わせさせていただきたいと思います。

今の事務局等の説明には無かったのですが、かなり柴木・部入道地区については規模も大きい事もあるんで、白山市がもう既に策定している立地適正化計画との整合性についてどのようになっているのか、説明いただければと思います。

◎白山市： 白山市の喜多です。立地適正化計画との整合性に対してですが、令和2年度に昨年度に立地適正化計画策定しまして、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の誘導区域については市街化区域内に定めるとなっているため、今回その制度上現時点で立地適正化計画に位置づけることはできませんが、編入後の整備の進捗をみながら立地適正化計画の見直しを行って整合を図っていただければと。

◆川上会長： はい。わかりました。では適切にそのように進めていただきたいと思います。その他に何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。特に他にご意見・ご質問ございませんようでしたので本案は、ご承認いただいたものといたします。それでは議第1613号小松都市計画区域区分の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： はい。それでは、議第1613号小松都市計画 区域区分の変更についてご説明いたします。議案書は15ページから17ページ、図面は18ページになります。スクリーンをご覧ください。

区域区分の変更につきましては、白山都市計画と同様に将来の人口動向、工業の見通しに基づき、必要となる市街地を市街化調整区域から市街化区域へ編入するものでございまして、昭和50年に最初の区域区分の指定が行われ、これまでに、計6回の区域区分の見直しを行っております。

昨年度、小松都市計画マスタープランの見直しにおいて、工業・人口の将来見通しを勘案し、市街地としての必要な規模を算出しております。その際、工業については、開発が確実であった安宅地区を編入しており、現在、土地区画整理事業による造成が進んでいるところでございます。一方、人口につきましては、開発の見通しが確実となるまで保留することとしておりました。今回、開発見通しが確実となったことから、2地区、約26ヘクタールについて市街化区域に編入するものでございます。

編入地区の選定に当たっての視点につきましては、先ほどの白山都市計画と同様でございまして、1.市街化区域の必要規模、2.既成市街地を含んだ一体的な市街化区域の設定、3.都市の発展動向及び交通施設等の配置状況、4.開発の見通しなど、4つの視点を踏まえて、編入箇所の選定を行っております。

こちらが市街化区域に編入する地区についてでございます。今回2地区、約26ヘクタールございまして、現在の市街化区域の面積2,263ヘクタールを2,289ヘクタールに変更いたします。こちらの赤線でお示しします地区が、今回、市街化区域に編入する地区となっており、右側の1.打越地区につきましては、規模は22.1ヘクタール、土地利用は宅地の整備になります。左側の2.向本折地区につきましては、規模は4.3ヘクタール、土地利用は同様に

宅地の整備になります。それでは、編入する地区について、順にご説明いたします。

打越地区になります。当地区は、JR小松駅から1キロ程の距離に位置しておりまして、国道360号や、都市計画道路幸八幡線等の幹線道路に囲まれており、交通利便性の高い地区であるとともに、周囲には、赤色で示しますイオンモール新小松をはじめとした商業施設、あと紫色で示します病院や歯科医院など医療施設等が複数立地している、生活利便性の高い地区となっております。開発見通しにつきましては、組合による土地区画整理事業が行われる予定となっております、整備の実施が確実であることから、今回、市街化区域に編入することとなっております。

次に向本折地区でございます。当地区は、小松駅から概ね1キロ圏内にございまして、都市計画道路大和末広線や、都市計画道路空港東山線に囲まれており、交通利便性の高い地区であるとともに、周囲には、紫色で示します、小松運動公園や市民病院、公共公益施設が立地するとともに、赤色で示します、商業施設等も複数立地する生活利便性の高い地区となっております。開発見通しにつきましては、組合による土地区画整理事業が行われる予定となっております、こちらも整備の実施が確実となっておりますことから、今回市街化区域に編入するものでございます。

以上が、小松都市計画区域区分の変更内容でございます。なお、ただいまご説明しました議案につきましても、審議会等の調査検討組織であります専門委員会において、審議いただくとともに、農林関係機関との調整も整っております。また、本年10月29日から11月12日までの2週間、都市計画法に基づく縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした、以上でございます。

◆川上会長： 本案件につきましても、当審議会に設置されているいしかわの都市計画検討専門委員会に、付託されておりますので、専門委員会での検討結果を、高山委員長より報告していただきます。

◆高山委員長： はい。専門員会の委員長を努めております、高山でございます。昨年度の都市計画審議会でも報告いたしました、今回の住居系の2地区については、一昨年から計2回の専門委員会を開催しています。各委員の皆様には、都市、交通、防災、環境、農林などそれぞれの専門的観点から審議していただきました。その結果、当専門委員会でも妥当なものであるというふうに考えております。

今後、引き続き、地元、区画整理組合等と行政とが、連携しながら良好な住宅地の整備に努めていただければというふうに思います。

以上で、いしかわの都市計画検討専門委員会の報告を終わります。よろしくお願いたします。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明、及びいしかわの都市計画検討専門委員会の検討結果

の報告について、何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

先ほどの白山市の時に出たご意見と同じようなことが言えるかと思います。かなり打越地区の開発整備は、大規模なものです。今回の住居の説明では、地区計画等のそれは全然無かったのですが、是非地区計画等を最初の開発段階から、地元の地権者の同意を得て導入するように努めていただきたいと思いますし、それと合わせて、郊外の開発っていうのは既成市街地との関係で、かなり影響もあり、1世代だとすると高齢化とか、空き家化がどうしても進行する傾向がありますので、そういうことをできるだけ少なくして、改善するように努めていただきたいと思います。意見です。

ほかに何かご意見ございませんか。はい、どうぞ。

◆中村委員： 今回打越地区はかなり広範囲に住宅系のことで市街化という計画のようですが、人口の増加の様子をみると、それほど急激に多くなる様子も見えないのですが、そもそもこういう広い地域を住宅地用に計画変更しようとする必要性というのはどんなふうに検討されたのか教えていただきたいと思います。

◆川上会長： はい、じゃあお願いします。

◎事務局： 必要規模の算出については、人口につきましては委員おっしゃるとおり横ばい状態でございますが、先ほど川上委員長からもお話がありましたとおり、ライフスタイルの変化ということで、核家族化による世帯分離が進み、同じ人間の数が住むとしても、世帯分離すると必要な面積が増えてくるということで、今回市街化区域の面積もそれに伴って増えてしまうというような形で、今回追加という形になっております。

◆中村委員： ありがとうございます。そうしますと、世帯の増加とこの広さについては世帯の増加に伴って、適正な広さの算出をされているということでよろしいでしょうか。

◎事務局： はい。そうなっています。

◆中村委員： ありがとうございます。

◆川上会長： 世帯数に応じて基準面積を掛け合わせると、必要面積が出るというような形で算出しているわけですが、現行の計画の進め方ではそれに整合しているということになります。ただ問題は、それでは現れないような先ほど申し上げたような、既成市街地の空き家化の促進とか、こういう新しいところ整備しても将来的にはここも、高齢化空き家化が進行してしまう可能性もこれまでの傾向上高いということもありますので、繰り返しになりますが、またご検討よろしく

お願いします。

他にご意見・ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

◆池本委員： はい。今回白山市、小松市の方でそこそこ大きな住宅開発が行われるということなのですが、今の世の中、低炭素っていうのが非常に求められておりますので、是非低炭素型のまちづくりっていうのを誘導していただければありがたいなというふうに思います。以上でございます。

◆川上会長： はい。ありがとうございます。

現在までの計画では、特別の検討はされていないようですが、白山市も小松市も公共交通の整備等含めて、是非検討をよろしく願いいたします。

他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。

では、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。

それでは議第1614号金沢都市計画道路の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： はい。それでは、議第1614号、金沢都市計画道路3・4・21号西金沢駅通り線、3・4・22号泉野々市線の変更についてご説明いたします。議案書は19ページ、図面は20ページとなります。こちらのスクリーンをご覧ください。

今回対象となる路線の位置図になります。こちらがJR北陸本線の西金沢駅になります。赤色で示します都市計画道路泉野々市線は、国道157号の泉交差点から国道8号の二日市交差点とつなぐ、延長4,330メートルの路線でございます。また、青色で示します都市計画道路西金沢駅通り線は、西金沢駅と泉野々市線を結ぶ延長390メートルの路線でございます。

今回の計画変更の概要についてご説明いたします。周辺の道路整備の状況の変化や、人口減少等の社会情勢の変化を受けまして、西金沢駅通り線については、道路幅員を20メートルから16メートルに変更、泉野々市線につきましては、車線数を4車線から2車線に、道路幅員を20メートルから16メートルに変更するものでございます。それでは、路線ごとに順にご説明をさせていただきます。

まず、西金沢駅通り線になります。当路線は、西金沢駅から伸びる路線でありまして、周辺には、金沢伏見高校や金沢高校等の教育施設があり、多くの自転車や歩行者の通行が見込まれたことから、4メートルの自転車歩行者道としての計画としておりましたが、青く着色されております箇所路肩に自転車走行指導帯が整備されており、駅前からの連続性や、県道倉部金沢線とのネットワークを考慮しまして、自転車は路肩を通行するという計画に変更しております。また、周辺道路における歩行者交通量調査におきまして、当初見込まれた歩行者数が確認されなかったことから、変更後の計画では、歩道を2メートル

とし、総幅員は20メートルから16メートルに変更いたします。

次に泉野々市線になります。泉野々市線については、平成9年に都市計画決定した際には、1日あたり17,600台の交通量を見込んでおり、道路構造令に基づきまして4車線の計画としておりましたが、今回、平成26年に整備・拡幅された道路や、人口減少等の社会情勢の変化を考慮しまして、改めて将来交通量の推計を行った結果、9,600台となることから、この交通量に応じた車線数に見直すこととし、車線数を4車線から2車線に変更いたします。

また、泉野々市線につきましては、北陸鉄道石川線との立体交差の構造につきましても変更をいたします。現計画では鉄道の下を通る掘割式の構造としておりましたが、南北をつなぐ道路が限定され、地域のコミュニティの分断される懸念がありますことから、周辺への制約が少ない嵩上式オーバースタックの構造に変更いたします。

なお、幅員につきましては、下の図にありますとおり現計画では、4車線の車道を含む本線と側道と計画しておりましたが、変更後の計画では、嵩上げ部となる本線には2車線の車道と歩道を設け、側道については、歩行者の安全と、良好な景観の確保を図るため、歩道と植樹帯を設けることとしており、幅員の変更はございません。

最後に、本案件は令和3年本年10月29日から11月12日までの2週間、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上で、金沢都市計画道路西金沢駅通り線、泉野々市線の変更についてのご説明を終わります。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。
はい、どうぞ。

- ◆高山委員： 交通量の推計等考えて、9,600台という予測結果から考えれば2車線でもいいのかなと思います。路肩が整備されていて、そこには自転車を通れるような絵にはなっていますが、路肩の整備だけでは、なかなか自転車もここに走ってもらいづらいので、是非倉部金沢線で自転車走行指導帯の指定がされていて非常に走りやすくなっていますので、ここについても今回の泉野々市線あるいは西金沢駅通り線についても自転車走行指導帯の指定をするような整備計画にしていただければ、非常に整合性がとれて良いのではないかと考えています。

- ◆川上会長： はい。いかがでしょうか。

- ◎事務局： はい。委員ご指摘のとおり自転車走行指導帯の指定につきましては、今後事業化が進んでいくに従いましてまた検討を進めていきたいと思っております。
以上でございます。

- ◆川上会長： よろしいでしょうか。

◆高山委員： はい。

◆川上会長： 先行しているような事例もあるようなので、そういうものも参考にして、こういうハード的な整備等が、規制等のあるいは誘導等の整備の話になりますけどよろしくおねがいします。

図を見ると、自転車の走行帯にあたるようなところに、車道側にちょっと突起のようなものがありますけど、何か整備されるのですか。

◎事務局： こちらは特に何かを設置するわけではなくて、今は外側線で入れたものです。車道と路肩の間の線をイメージしてここに突起のような形で、表示させていただきました。

◆川上会長： 外側線だけでいいのかどうかは検討してもいいような気がしますので。

◎事務局： 先ほどもご指摘ありましたとおり、走行指導帯ならばピクトグラムなどの表示を踏まえまして、検討していきたいと思います。

◆川上会長： よろしくお願ひします。
他にございませんか。はい、どうぞ。

◆中村委員： 今の委員長のご指摘と重なるのですけれども、私つい最近免許センターに免許の更新に行ったときの講習で、高校生の自転車事故の割合が相当減っているというお話を伺いました。今の説明伺っていると、自転車を走りやすい工夫を色々されているということなので、おそらくそういった努力の結果じゃないかというふうに思っております。ですから引き続き特に高校生とか、高齢者の自転車走行がしやすいような指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

◆川上会長： ありがとうございます。
他にございませんでしょうか。

ちょっとあの私から、かなり違った視点での意見というか要望なのですが、この西金沢駅通り線の線形は幹線道路として計画されているのですが、もう宅地化している市街地との関係を見ますと、ほとんど関係ないというか、無関係に計画されているように見えますね。これは幹線道路が前提として、まちなみが色々形成されていくわけですけど、こういう斜めに分断するような計画だとなかなか良いまちなみもできにくいし、まちづくりもできにくいと思ひます。だから、かなり時間的には遡る段階の検討にはなりますが、非常に早い段階で、まちなみ形成とかまちづくりとかそういうものと合わせて、幹線道路の線形計画もされるように気をつけていただきたいなということを感じました。

他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。それでは、他に特にご意見・

ご質問ございませんようですので、本案は、ご承認いただいたものとしたします。

次に、事務局の方から、1件の報告事項がありますので、説明願います。

◎事務局 : はい。お配りしております報告事項資料都市計画決定案件市町決定一覧表をご覧ください。こちらは、前回第173回審議会の令和3年8月31日以降に、市町において決定告示された案件の一覧でございます。土地利用に関するものは、金沢市における地区計画や用途地域、特別用途地域、高度地区の決定及び変更が7件、都市施設に関するものは、金沢市及び白山市における道路の変更が2件、市街地開発事業に関するものは、金沢市の土地区画整理事業の変更が1件、合計10件の案件が決定告示されております。以上でございます。

◆川上会長 : 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しいたします。

◎事務局 : 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第174回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。